

## 神戸市分野特化型インキュベーション事業補助金 質問に対する回答

回答日：令和8年2月27日

No.	質問内容	回答
1	<p>拠点について</p> <p>応募時点では神戸市内に拠点が無いが、採択された場合速やかに市内に拠点を設置する計画であっても応募は可能か。また、設置する拠点の条件（専有オフィス、コワーキングスペースなど）はあるか。</p>	<p>応募時点で神戸市内に拠点が無くても応募可能です。ただし、本補助金は、市内に設けた拠点を中心にインキュベーション事業を行う方を対象としているため、採択後は速やかに市内に実態のある拠点を設置していただく必要があります。</p> <p>拠点の形態については、専有オフィスである必要はなく、コワーキングスペース等でも差し支えありません。一方で、住所のみの利用となるバーチャルオフィス等、実態を伴わない拠点は対象外となります。</p>
2	<p>インキュベーションマネージャーについて</p> <p>インキュベーションマネージャーを代表取締役が兼務することは可能か。また、神戸拠点での活動割合について求められる目安や基準があるか。</p>	<p>代表取締役がインキュベーションマネージャーを担うことは可能です。また、神戸拠点での活動割合に求められる目安、水準は特にありません。ただし、審査においては「提案の妥当性」や「神戸市への貢献度」などを評価項目としているため、拠点での活動体制や関与の度合いに関する提案内容は、審査会での評価材料となります。</p>